

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書 概要

1. 法人名等

法人名	学校法人海星女子学院
法人代表者	梶田 行雄
担当部署	企画・IR室
お問合せ先	078-801-2277

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

- ①各委員会、各部署等：遵守状況の点検・報告書作成
- ②大学改革運営会議：報告(遵守状況の確認)
- ③理事会：報告(遵守状況の確認・承認)
- ④評議員会：報告(遵守状況の確認)
- ⑤ステークホルダーへ公表
- ⑥私大連へ報告

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本学では、建学の精神及び理念・目的に基づき、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に大学を運営するために、「内部質保証に関する方針」、「内部質保証規程」を定めている。これらに基づき、各学科及び各委員会、自己点検・評価委員会、内部質保証の統括推進組織である大学改革運営会議がそれぞれの役割を適切に担い、内部質保証を推進し、私立大学としての多様な教育研究活動を行っている。

遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人では、2019年度に「中期計画2020～2024」を策定し、2020年度より各事業を計画し、その実施を図っている。 「中期計画」では、「建学の精神」、「教育理念(目的)」、「育成する人格的素養 KAISEI パーソナリティ」に基づき「教育」、「学生支援」、「研究」、「社会貢献」、及び「大学運営」の5分野にわたりビジョンを明確に示し、本学学生、教職員等への周知を図るとともに、本学ホームページでの公表を通じて学内外へ公表・周知し、社会からの理解を獲得している。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本学では、建学の精神及び理念・目的等に基づき、社会から求められる次代を担う多様な人材を育成し、また、教育研究活動とその成果を通じて社会や地域に貢献している。

遵守原則 2-1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学では、建学の精神及び理念・目的に基づき、本学が育成する人格的素養として「KAISEI パーソナリティ」を定め、「他者を思いやり、自己を律し、知性と奉仕の精神に富み、正しい倫理観と豊かな国際感覚を持った女性」を育成することを目指し教育研究を行っている。

遵守原則 2-2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学では、建学の精神を踏まえ、本学の教育研究の成果を地域・社会に発信し、開かれた大学にすることを社会連携・協力に関する方針とし、これを「社会連携・社会貢献に関する基本方針」としてまとめ、大学ホームページにおいて広く社会に公表している。また、「地域交流委員会」、「生涯教育委員会」などの委員会を設置して、この方針に基づいた活動を行っている。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私立大学の有する公共性に鑑み、法令を遵守することはもとより、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、情報を公表し、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努めている。

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人では監事監査規程に基づき、監事は私立学校法および本法人の寄附行為に定める職務を遂行するため、監査計画を毎年作成し、本法人の業務の執行状況及び財産の状況の適正性について調査を行い、本法人の教育研究機能の向上や財政の基盤確立等に寄与している。

遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人では、理事会の議決・執行については、寄附行為で定める事項により、明確化している。また、理事長の下に内部監査規程を定め、本法人の経営の効率化と社会的信頼性を保持するため、監査体制の強化を図っている。また、「公益通報等に関する規程」を定め、法人事務局を窓口として、法令違反が疑われる事象の通報ができる体制を整えている。

遵守原則3-3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人が有する情報の公開に関しては、法令や文部科学省等の指導に基づき、適切な情報公開を行なっている。公開する情報はホームページ「情報公開」に集約し、社会に対する説明責任を果たし、教育研究の向上に資することとして、積極的取り組んでいる。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	本学では、建学の精神及び理念・目的に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続、そして発展に向け、大学運営の体制を構築し、財政基盤の安定に努めている。

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人では、法令に基づき、評議員会、理事会、及び監事等の役割・機能が適切に果たせるよう本法人の寄附行為において、その役割・機能を定めている。そのうえで、評議員会、理事会、及び監事等の機関間および機関内の有効な相互牽制機能体制を整えている。

遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人では、財務に関する規程を定め、また、寄附金募集を行うなど、学生納付金以外の収入の多様化を進め財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努めている。